

三朝温泉活用健康プロジェクトに係る補助業務委託プロポーザル実施要領

令和7年4月 三朝町企画健康課

1 目的

三朝町（以下「本町」という。）が実施する三朝温泉活用健康プロジェクト（以下「本事業」という。）では、町民の健康増進及び介護予防を推進するために、三朝温泉の湯治の効用を活用した健康まちづくり及び誘客を推進することを目的として、デジタル技術を活用した健康プログラム開発等を実施する。本事業の企画補助及び運営支援等を行う事業者を優れた企画提案や価格等を総合的に判断できる公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 本業務の概要

- (1) 業務の名称 三朝温泉活用健康プロジェクトに係る補助業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 選定方法 公募型プロポーザル
- (4) 契約方法 随意契約
- (5) 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (6) 予定価格 金23,331,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (7) 担当部署 三朝町企画健康課

〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番地2

電話 0858-43-3506

ファクシミリ 0858-43-0647

電子メール kikaku@town.misasa.tottori.jp

3 プロポーザルに係る日程等

内容	期日または期間
募集公告	令和7年4月28日（月）
質問期間	令和7年5月14日（水）午後5時まで
企画提案参加申込書受付期間	令和7年5月21日（水）午後5時まで
参加資格審査結果通知日	令和7年5月22日（木）
企画提案書受付期間	令和7年5月28日（水）午後5時まで
プレゼンテーション及び ヒアリング審査	令和7年6月2日（月）～4日（水）（予定）
選定結果通知日	令和7年6月6日（金）（予定）

4 プロポーザル参加資格

参加者は、募集公告日において、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。なお、最優秀提案者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 国や地方自治体の競争入札に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第 2 条第 6 号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (7) (6) に掲げる者から委託を受けた者でないこと。

5 実施要領に関する質問について

- (1) 質問方法 電子メールでのみ受け付ける。質問には「質問・回答書（様式 5）」を使用すること。
- (2) 提出先 三朝町役場企画健康課
（電子メール）kikaku@town.misasa.tottori.jp
- (3) 受付期間 令和 7 年 5 月 14 日（水）午後 5 時まで
- (4) 回答方法 三朝町ホームページにて公表する。
- (5) 回答期日 令和 7 年 5 月 16 日（金）（予定）

6 企画提案参加申込書の提出

(1) 企画提案参加申込書の提出

本業務のプロポーザルに参加しようとする事業者は、次の書類を提出すること。
なお、様式を指定する書類は、企画健康課から受け取るか本町ホームページからダウンロードすること。

- ア 企画提案参加申込書（様式 1）
- イ 会社概要書（様式 2）
- ウ 法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
- エ 個人にあつては、身分証明書
- オ 法人にあつては、国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（滞納がないことが確認できること。）
- カ 個人にあつては、国税（所得税及び消費税）、地方税の納税証明書（滞納がないことが確認できること。）
- キ 暴力団排除に関する誓約書、同意書及び役員等調書（様式 3）

(2) 企画提案参加申込書の受付期間等

- ア 受付期間 令和 7 年 4 月 28 日（月）から令和 7 年 5 月 21 日（水）午後 5 時まで
- イ 提出場所 三朝町役場企画健康課
- ウ 提出方法 電子メール、持参又は郵送（郵送の場合は配達記録が証明できる方法に限る。）とし、受付期間を過ぎてからの提出は受け付けない。

(3) 参加資格審査

提出された書類により本業務のプロポーザルへの参加資格の有無を審査し、後日、

「参加資格審査結果通知書（様式４）を電子メールにて応募者に通知する。

7 企画提案書の提出

プロポーザルへの参加資格が認められた応募者は、審査に必要な書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（別紙企画提案書作成要領に基づき作成すること）

イ 見積書（様式７に従い消費税及び地方消費税相当分を含む額を記載すること）

(2) 提出部数

書類は全てA４版、横書きとする。

(3) 提出期間等

ア 提出期間 令和７年５月２２日（木）から令和７年５月２８日（水）午後５時まで

イ 提出場所 三朝町役場企画健康課

ウ 提出方法 電子メール、持参又は郵送（持参又は郵送の場合、書類は８部提出すること。また、郵送の場合、配達記録が証明できる方法に限る。）とし、提出期間を過ぎてからの提出は受け付けない。

8 プレゼンテーション及びヒアリング審査

企画提案書の内容を具体的に説明し、方針等を詳細に提案するための場として、プレゼンテーション及びヒアリング審査を次の方法で実施する。なお、「７ 企画提案書の提出」により提出された企画提案書の内容と異なる趣旨説明や新たな提案及び追加資料等の提出は認めない。

(1) 実施時間は、応募者１者につきプレゼンテーション 20 分、ヒアリング 15 分程度とする。なお、参加者が１者の場合でも実施し、プレゼンテーション開始に係る準備時間は実施時間に含めない。

(2) プレゼンテーション方法は提案者の任意とする。なお、プレゼンテーションに必要なとなるパソコン等の機器は、提案者側で準備すること。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング審査への参加者は、３名以下とすること。

(4) プレゼンテーション及びヒアリング審査は、三朝町役場内会議室を会場に、令和７年６月２日（月）から同年６月４日（水）までに実施する予定である。なお、オンライン参加(zoomを予定)も可とし、開始時刻等は後日連絡する。

(5) プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番は、企画提案書の受付順とする。

(6) 審査は、別に定める三朝温泉活用健康プロジェクトに係る補助業務委託プロポーザル審査委員会において、審査要領に基づき総合的に評価し、最優秀提案事業者及び次点者を選定する。なお、評価点が 60 点以上の評価点であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は原則選定しない。採点結果及び最優秀提案事業者名を三朝町ホームページで公表する。

(7) 企画提案書の提出後において、やむを得ない理由によりプレゼンテーション及びヒアリング審査への参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式６）を速やかに提出すること。なお、その場合、提出された企画提案書は返却しないものとする。

(8) プレゼンテーション及びヒアリング審査は非公開とする。

9 審査結果の通知

審査実施後、審査に参加した者に対しプロポーザル審査結果通知書（様式８）を送付する。なお、その通知日は、令和７年６月６日（金）を予定する。

10 プロポーザルの無効について

次に該当する場合は、無効とする。

- (1) 企画提案書等の必要書類を提出期間内に提出しない場合
- (2) 企画提案参加申込書の提出時から委託業者の決定までの期間に、応募者が「4 プロポーザル参加資格」で定める参加資格を満たしていないことが明らかになった場合
- (3) プレゼンテーション及びヒアリング審査を欠席又は遅刻した場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 「2 本業務の概要」にある予定価格を上回る見積書の提出があった場合
- (6) 審査に従事する職員に対し、評価に影響を与えるような不必要な接触を行った場合
- (7) 著しく審議に反する行為があった場合

11 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。なお、提出された企画提案書の内容は、本業務以外には使用しない。
- (3) 提出期間終了後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (4) 本業務の遂行に関する書類は、本業務の完了の日の属する年度の終了後5年間は保存すること。
- (5) 審査の過程内容については、採点結果及び最優秀提案事業者名のみ三朝町ホームページで公表する。また、審査結果に対しての異議申し立てについては受け付けない。